

平成24年度第4回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成24年12月26日（水） 10時30分～11時45分
2. 場 所：総務省 8階 共用801会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成23年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分）について
 - (2) 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分）について
 - (3) 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
 - (4) 英国及びドイツにおける政治資金監査制度等に関する調査について
 - (5) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (6) 平成24年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について
 - (7) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 平成23年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分）
- 資料2 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分）
- 資料3 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
- 資料4 英国及びドイツにおける政治資金監査制度等に関する調査について
- 資料5 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料6 平成24年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果
- 資料A 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分）

資料B 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果
(総務大臣分)

資料C 政治資金監査マニュアル等の改定方針について

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成24年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

議事に入る前に、平成24年度第2回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

平成24年度第3回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「平成23年分政治資金収支報告の概要(総務大臣分)について」の説明を収支公開室長をお願いいたします。

【古川収支公開室長】 収支公開室長の古川でございます。私のほうから、「平成23年分政治資金収支報告書の概要」について御説明申し上げます。恐縮ですが座ったまま説明させていただきます。

お手元に資料1をお配りさせていただいておりますが、まず、1ページ目、表紙を御覧いただきたいと存じます。

政治資金規正法20条の1項に基づきまして、11月30日に公表したところでございます。今回の提出団体数でございますけれども、3,312団体ということでございまして、提出率は86.7%ということでございました。ちなみに、昨年が86.2%でございますから、若干、昨年以上回ったといったところでございます。

政党本部と政治団体の区分ごとの内訳につきましては、そこに記載をさせていただいて

おりますような状況になっております。

それから、資料にはございませんけれども、昨年の東日本大震災の影響につきましては、領収書等が滅失をしたために、その写しの提出が一部できないといったような政治団体が2団体あったところがございます。想定といいますか、思ったよりも少なかった2団体ということでございました。

それから次に、収支の状況等についてでございますけれども、これにつきましてはお手元に1枚物の「ポイント」を机上配付させていただいております。縦長の1枚物でございますが、これと資料1を使って御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、ポイントでございます。①全政治団体についてでございますけれども、23年分の収支報告の収入額についてです。この表の上のほう、これが本年収入額についてですけれども、1,011億円ということでございまして、前年に比べて155億円の減、率にしまして13.3%の減となっているところでございます。今回の特徴でございますけれども、ポイント①に書いてございますように、この収入額は4年連続で減少しております。お手元の資料1の2ページ目を御覧いただきたいと存じます。上のグラフ、これが収入の推移でございますけれども、一番右に今回の1,011億円があらうかと思っておりますが、御覧いただきますと4年連続で減少しておりまして、平成10年をピークに漸減傾向にあるところでございます。

それからポイントの②といたしまして、ちょっと戻っていただきたいと思いますが、ポイント②に掲げておりますけれども、寄附の収入額ということでございます。この表を御覧いただきますと、寄附が116億円。それから法人等が16億円。政治団体からの寄附が65億円といったような状況でございましたが、これらにつきましては現行の政治資金制度となりました昭和51年分以降で最も少ない額であったところでございます。これが特徴といったようなところでございます。

一方で支出のほうでございますけれども、ポイントの下の表でございます。御覧いただきますと、支出総額が893億円ということでございまして、前年に比べまして268億円の減、率にいたしまして23.1%の減となったところでございます。特徴といたしまして、ポイント③に掲げてございますが、この支出総額893億円というのは昭和56年以来、30年ぶりに1,000億円を下回ったところでございます。

資料1の2ページ目を、ちょっとまた御覧いただきたいと存じます。下のグラフが支出の推移でございます。これを御覧いただきますと、一番右側に今回の893億円がござい

ますが、左のほうを見ていただきますと、昭和56年953億円というものがござい
ように、30年ぶりに1,000億円を下回ったといったような状況にござい

これが全団体についてでございますが、次に、ポイントの②国会議員関係政治団体につ
いてでございます。23年分の収入額は117億円ということでございまして、前年に比
べまして47億円の減、率にしまして28.6%の減となったところでございまして。一方、
支出のほうでございまして、113億円でございますが、前年に比べて52億円の
減、率にしまして31.5%の減となったところでございまして。

それから、③政党本部についてでございますが、この政党本部の23年の収入額につ
きましては739億円ということでございまして、前年に比べまして51億円の減、率に
しまして6.4%の減となったところでございまして。特徴といたしましては、ポイント④に記
載しておりますように、23年分の借入金の前年に比べまして皆減ということになってお
ります。ここに書いてございますが、平成22年分が24億円でございます。23年分
は0ということで、皆減ということになったところでございまして。これは大きな国政選挙
がなかったといったようなこともあろうかと思っております。

一方で支出のほうでございまして、627億円でございますが、前年に比べまし
て149億円の減、率にしまして19.2%の減となったところでございまして。特徴といた
しましては、ポイント⑤に掲げておりますけれども、23年分の選挙関係費が前年に比べ
まして約9割の減となったところでございまして。これを額で見ますと、22年分が4
3億円でございます。で、23年分は3億円ということで、額にして40億円の減、率
で93.4%の減となったところでございまして。

資料の7ページを御覧いただきたいと思っております。資料1の7ページでござい
ますが、ここに寄附とパーティーの推移について書いてございます。寄附につきま
しては、先ほど御説明いたしましたように、非常に減ったところなんです
が、パーティーというのが一番右のところでございますけれども、これを御覧
いただきますと、平成16年の143億円をピークといたしまして、23年
は68億円といったように、減少傾向にあるところでござい
ます。

このように、寄附やパーティー収入が減っているといったようなことで、資料5
ページを御覧いただきたいと思っております。これは政党本部の収入でござい
ますが、これを見ていただきますと、一番上の区分に借入金がございますが、
これが全政党ゼロ。その2つ隣に政党交付金という項目がございますけれども、
これを見ていただきますと、それぞれ

その政党の収入に占める割合が書いてございます。例えば、上から2つ目の民主党を見ていただきますと83.2%、その下の自由民主党本部が72.5%、あるいは真ん中あたりにみんなの党がございませけれども、96.8%、国民新党が89.4%といったように、収入に占める政党交付金の割合が高いといったような状況にあるところでございます。

以上で今回の収支報告についての説明を終わらせていただきたいと思います。お手元に縦長の資料で机上配付説明資料もお配りさせていただいておりますので、また後ほど御覧いただければと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしゅうございませるか。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

では、次に第2の議題といたしまして、「平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分）について」の説明を、事務局にお願いいたします。

【岡本参事官】 それでは御説明をさせていただきます。資料2の後ろにあります資料Aを御覧ください。

「平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書（総務大臣分）」についてです。こちらに関しては、昨年分も同時期に御報告させていただいたところ。1. 政治資金監査の結果の概要ですが、今回提出された政治資金監査報告書を事務局のほうで調査したものであり、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が引き続き増加しておりまして、平成22年分が95.6%だったのが、平成23年分が96.0%となっております。

具体的には下の区分のところを見ていただきますと、(1)政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの、こちらは記載例1ですが、96.0%。(2)会計帳簿に記載不備があったもの、こちらは記載例2ですが、7団体で、0.8%と微減。(3)会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの、記載例3ですが、こちらは23団体で、割合はこちらも微減という状況になっておりますので、上のほうに記述にあるように、政治団体側の関係書類等の保存・徴収義務の履行について、改善の傾向にあるということが示されていると考えております。

また、この具体的な内容については、2ページをお開きいただければと思います。(2)または(4)で、「会計帳簿に記載不備があったもの」として報告されたものの大半は、内

訳が下に書いてありますが、昨年と同様に、支出を受けた者の住所、こちらの記載の不備があったというものが9件で最も多いという状況になっています。また、②でございますが、「領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出があったものとして、『領収書等亡失等一覧表』が添付されていたもの」が、記載例（3）に関してほとんどという状況です。

③ですが、主たる事務所以外の場所で監査を実施したものです。こちらは約2割でして、下のほうを見ていただくと、今回、主たる事務所以外で実施したものの割合が19.8%。前回は右側括弧書きの中にありますが、21.7%ですので、やや微減ですが、基本的に2割程度という状況は変わっておりません。

3ページをお開きください。「政治資金監査報告書の記載不備等への対応方針」ですが、基本的にこちらも昨年分と同様の内容であり、依然として国会議員関係政治団体の正式名称の記載誤りや、自署かつ押印の不備等、比較的軽微な不備が、改善の傾向にあると考えておりますが、引き続き見受けられたということも事実ですので、対応方針としては、政治資金監査報告書チェックリストの活用の促進、フォローアップ説明会の継続的な実施、関係士業団体との連携等を通じまして、正確な記載の徹底周知を引き続き図っていく必要があると考えております。

同様に、(2)の保存書類等の記載です。政治資金監査報告書による報告事項の趣旨や、用語の使い方について周知が徹底していなかったり、登録政治資金監査人の方の理解が必ずしも十分でなかったりすることにより、政治資金監査報告書の記載内容に齟齬が生じているものが見受けられます。

前回調査で見受けられた業務制限に関する記載のないもの、いわば重大なミスですが、今回の調査でこのような類型は見当たりませんでした。また、「徴し難明細書等」などの用語の使い方が不正確なものが、前回調査同様に見受けられます。こちらも同様に、報告事項に関する理解を促進し、正確な理解について周知徹底する必要があると考えておりますが、さらに、今年2月の平成23年度第6回委員会において了承された政治資金監査マニュアルの改正を実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

4ページをお開きください。政治資金監査マニュアルで提示している記載例が枠の中にあるわけですが、「会計帳簿、明細書、領収書等、領収等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」の、この「等」の部分がよくわからない、何を意味しているのかという質問が今でも事務局にも寄せられております。こちらは下にありますように、政治資金規正

法上、振込明細書に係る支出目的書を示しているわけですが、監査対象としては、全ての書類を列記しまして、監査結果としては保存を確認した書類を記載する、こういうわかりやすい記載例に変えていきたいと考えておりますが、記載例自体はマニュアル事項ですので、マニュアル改正時に改正を行いたいというものです。

(3) 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載です。政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとされていますが、政治資金監査報告書に記載されていた例を見る限りにおいては、その理由が不十分と思われるものや、実施場所について具体の場所及び住所が併記されていないものが引き続き見受けられたところです。

政治資金監査マニュアルで提示している記載例は下記のとおりです。4ページから5ページ目にかけて、そのものを掲載しています。

また、既に平成23年度及び平成24年度のフォローアップ説明会では、主たる事務所以外で実施した場合の記載例を、5ページ上段にあるように、周知しているという状況です。

対応方針としては、主たる事務所で開催することを原則とした趣旨や、例外的に主たる事務所以外で実施することとした場合の理由等のあり方や記載ぶりについて、上記の主たる事務所以外で実施した場合の記載例を含めて周知徹底していくわけですが、さらに平成23年度第6回委員会において了承された政治資金監査マニュアルの改正を実施する方向で検討していきたいと考えております。

24年2月に開催された第6回委員会では、一つ目として、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外として、「③解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合」を追加すること、既にこちらはQ&Aに掲載済みでございますけれども、それをマニュアルに位置づけたいということ。

二つ目として、政治資金監査を主たる事務所以外の場所で実施した場合には、具体の場所と住所を併記することで実施場所を特定することを明記したいということ。

三つ目として、主たる事務所以外で実施した場合の政治資金監査報告書の記載例、具体的には上記の記載例を示したいということの御了解をいただきましたが、こちらもマニュアル事項ですので、マニュアル改正時に入れたいということです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発

教えてください。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 調査団体数が962から829に減っていますし、団体総数も153ほど減っていますけれども、その要因とか、何か分析はされていますでしょうか。

【上田委員長】 参事官。

【岡本参事官】 この数字は、収支公開室で報告された数字とは合わせてあります。我々として分析はしておりませんが、23年の政治状況から考えると、政治団体が新たに発足する要因が少なかったということが影響しているのではないかと思います。今後この傾向が続くのかというと、24年はいろいろと政治的に動きがあった年ですので、同様の傾向は続くかどうかは、もう少し状況を見ないとわからないと思います。

【牧之内委員】 例えば去年までは国会議員関係政治団体という位置づけをされていたのに、それが、団体自身は存在するんだけど、外れたというような団体等がどういう状況かと、そういう話なんですけど。

【上田委員長】 収支公開室長、お願いします。

【古川収支公開室長】 はい。届出団体数は今回が3,820ということで、前回は4,128だったわけですがけれども、3,000台になったのは27年ぶりということで、それまでは4,000台ないしは5,000台の団体数ということでございました。これが届出団体数の推移ということでございます。

【大泉政治資金課長】 すみません、少し補足して。

【上田委員長】 政治資金課長。

【大泉政治資金課長】 政治団体数全体は減っておる——ここ何年かですね、傾向にはございます。特に22年から23年になりますと、参議院選のときにできた政党支部というものが、翌年になると落ちるといった傾向になっております。具体的には、総務大臣分ですので、全国、2の都道府県以上を対象としている支部ということで、比例代表議員の支部が多いということでございますが、22年分が274が、23年分で193まで減っています。3年に一遍増えて、その翌年に減るといったのが、総務大臣分の支部の傾向でございます。ただ、全体的には、その他政治団体も含めて減る傾向でございます。

牧之内委員がおっしゃったような動きがあるかということでございますけれども、これは感覚的なもので申しわけないんですけれども、あまりそういうように外しにかかってい

るといような動きがあるとは思いませんで、むしろマスコミ等から指摘されると、国会議員関係政治団体にするというようなことが多いのではないかと思います。ただ、表立った統計の数に出てくるほどの動きがあるかという、それはちょっと把握しておりません。

以上です。

【上田委員長】 ほかに何か御質問ございますか。

【日出委員】 委員限りAの3ページの、ちょっと細かい話ですけど、あて名、監査人名等の記載の不備というのは、どのぐらいの件数あったのか、教えていただけますか。

【上田委員長】 これはわかりますでしょうか、参事官。

【岡本参事官】 すみませんが統計がありません。政治資金監査報告書であて名、監査人名等の記載の不備があると、届出受付のところで変えてくれということもあり得るかもしれませんが、数は把握していません。

【上田委員長】 ほかに何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【上田委員長】 本議題について御了承いただいたということで、次に進めたいと思います。

次の議題は「政治資金監査マニュアル等の改定方針について」の説明を、事務局にお願いいたします。

【岡本参事官】 それでは、資料C「政治資金監査マニュアル等の改定方針について」を御説明申し上げます。

政治資金監査マニュアルにおきまして、こちらは本文をそのまま掲載していますが、「政治資金監査制度の運用状況を見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じマニュアルの改定を図り、その内容に改善を加えていくことが必要」とされているところです。

そこで、改定検討の趣旨ですが、平成22年9月に政治資金監査マニュアル改定を改定した後、政治資金規正法施行規則の改正内容、政治資金適正化委員会事務局での審議及び政治資金監査の運用状況等について、政治資金監査に関する研修テキスト、以下テキストと申しますが、テキスト増補版、こちらは濃い緑のほうの本ですけれども、及びフォローアップ説明会資料等を通じて登録政治資金監査人の方に対して逐次周知を図ってきております。

今般、マニュアル改定後約2年が経過したことを期としまして、登録政治資金監査人の

政治資金監査における利便性の向上及び今後のフォローアップ説明会における効率的な説明等の実施のために、マニュアル、テキスト及び増補版等に記載されている政治資金監査を実施するにあたり踏まえるべき内容について、マニュアル及びテキストへ必要事項を追加して、情報の集約を図って一覧性を高めて、内容を充実させる必要があると考えているところです。

以上のことから、マニュアル及びテキストの改定について、検討していきたいとするものです。

そこで、まず、改定に係る検討ですが、(1) マニュアルの改正を伴うものです。現在、事務局でも作業を進めているところですが、①政治資金規正法施行規則改正に伴う追加。こちらは何か所か出てまいります。②ですが、政治資金適正化委員会での審議におきましてマニュアルの改正が必要とされたもの等の追加。後ほど具体的に御説明いたします。

(2) テキストの改正を行うものですが、Q&Aの追加とか、適正化委員会で公表していただいた見解等の追加、及び上記の(1)の改定に付随した事項等を追加したいというものです。

そこで、2ページですが、マニュアル改定にあたり取扱いについて特に検討を要する事項について、今回、委員会として方針を御決定をいただきたい事項です。まず、1つ目ですが、収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合の記載例の追加についてです。

現在、増補版にあります記載例(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合をマニュアル本文、こちらは既に周知をしているわけですが、マニュアル本文への位置づけは、現在されておりません。こちらをマニュアル本文に明記するに当たりまして、記載例の位置づけについて、以下の3案が考えられます。

具体的には、支出が計上されていない政治団体について、案の1では、記載例(1)の例によるほか、記載例(4)の例によることができるとするもの。案の2は、記載例(4)によることが望ましいとするもの。案の3は記載例(4)の例によることとするものです。

事務局としての考え方ですが、まず、実態として、収支報告書に支出が計上されていないもののうち、記載例(4)の内容で提出されたものが、実態として少ないという状況でして、総務大臣分の収支報告書ベースでは、22年分が53団体中3団体、周知したので平成23年分は増えましたが、50団体中24団体という状況ですので、これを義務づける案の3は、実態としてやや難しいのではないかと考えております。

また、記載例(4)は、経緯からしても、支出が計上されていない場合の記載例を追加

してほしいという要望に応えるために、委員会で追加していただいたものですので、そのような経緯等を踏まえ、現状の取扱いというのは案の1と同様でして、マニュアル本文に明記するに当たっても同様に案の1として選択肢の一つとして位置づけるのが適当ではないかという考え方です。

(2) 政治資金監査、政治資金監査報告書チェックリストについてです。現在、政治資金監査チェックリストについては、テキスト——黄緑のテキストの末尾。政治資金監査報告書チェックリストは増補版——緑の本に収録されていますが、いずれもマニュアルに位置づけられておりません。ここで、以下の3案を検討してはどうかということです。

チェックリストそのものは現行の取扱いどおりテキストの参考資料に、当然、収録するとした上で、案の1としては、それぞれのチェックリストの活用について、マニュアル本文に記載するというものです。3ページですが、具体的な政治資金監査チェックリストへの記載案として、政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行う。政治資金監査報告書チェックリスト記載案も同様に、政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することとするという案です。

案の2は、テキストの本文に記載するが、マニュアルに記載を行わないとするもの。

案の3は、マニュアル、テキストともに、特段の記載を行わないとするものです。

事務局の考え方ですが、「政治資金監査に関するアンケート」においても、「政治資金監査チェックリストを活用しなかった」という回答が、15%程度あったという実態があります。監査報告書チェックリストも大体同様の結果でございます。基本的には今回、マニュアルに位置づけることで活用の促進を図っていくべきではないかと考えておりますが、一方で、現在、士業団体においてもチェックリストを定めていただいておりますし、それらを活用して政治資金監査を行っているという実態に十分配慮する必要があると思いますし、「必要に応じて」という文言を入れまして、活用の義務づけはしないということを明確にした上で、マニュアル本文に明記する案の1とすることが適当ではないかと考えております。

(3) ですが、収支報告書に提出後に生じた事情とその対応についてです。22年12月に委員会でまとめていただいた「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について」は、現在、増補版に収録されておりますが、こちらも同様に、マニュアルには位置づけられておりません。

そこで今までと同様にテキストの参考資料として収録した上で、案の1として、マニュアル本文に以下の内容を記載する。記載案としては、「政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し、会計責任者等が示した書類または説明した内容に変更が生じた場合には、登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えること。」これを加えた上で、詳しい内容は参考資料を見ていただくということを記載するという考え方です。

案の2、4ページです。マニュアル本文に領収書等の再発行、収支報告書の訂正の2項目について、今までの見解を基本的に全部載せていただくというもので、記載案は4ページ目から5ページ目です。こちらの説明は省略をさせていただきますが、要するに、見解を全部マニュアルに載せるということです。

5ページ、案の3は、マニュアル、テキストともに特段の記載は行わないという考え方です。

「政治資金監査に関するアンケート」におきましては、「登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えているか」という問いに対して、「伝えていない」という回答が26%程度でした。

このような事案が生じた場合に、登録政治資金監査人の方に連絡するよう会計責任者等と連絡を密にしていくことは必要だと考えますので、今回、マニュアルに位置づけることで取扱いの周知徹底を図っていくべきではないかと思いますが、一方で、全部書くととなりますとマニュアル体系上、やや無理がありますので、取扱いの具体的な内容は参考資料等に記載すれば足りるということで、案の1とすることが適切と考えておりますが、委員会にお諮りするものです。

6ページです。主要な改定検討箇所について御説明を申し上げます。まず、マニュアルの改正を行うものにつきましては、①政治資金規正法施行規則改正に伴う追加ということで、こちらは既に何回も御説明させていただきましたが、金融機関への振込みにより支出をした場合の収支報告書と併せて提出すべき書面の簡素化を図るための省令改正内容を明記するものです。

②政治資金適正化委員会での審議においてマニュアルの改正が必要とされたもの等の追加ですが、こちらの「ア政治資金監査報告書記載例の見直し」、6ページ下の「イ主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載の追加」につきましては、先ほど御説明したとおりですので、説明のほうは省略いたします。

7ページのウを御覧いただければと思います。こちらは、主たる事務所（本社）の所在

地である確認が困難である場合の対応についてです。支出を受けた者が団体である場合に、会計帳簿に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わないということについて、テキストの記載内容に既書いてありますが、マニュアル本文には書いていませんが、それをマニュアル本文に明記するというので、こちら一度委員会で御説明した内容を盛り込もうとするものです。

そのほか、先ほど御説明したチェックリスト、提出後に生じた事情、記載例4の扱い等について、御決定いただく方針に従って追加したものです。

8ページです。やや実務的な話になりますが、テキストの改正を行うものについても御説明させていただきます。③政治資金監査に関するQ&Aの追加は、これまでのQ&Aのうち、政治資金監査の一般的な方法を示すものなど、登録政治資金監査人に確実に周知すべきものについて、幾つかテキスト本文に明記しており、今回は政治資金監査報酬の計上、公共料金等のコンビニエンスストア等における支払いについて、記載していきたいと考えております。

また、④政治資金適正化委員会において公表した見解等の追加ということで、収支報告書等の記載方法等に関する見解、こちらはテキストの参考資料に既に入っているわけですが、いわゆるクレジットカードによる支出等についての記載方法についてです。こちら登録政治資金監査人に確実に周知したいと考えておりますので、テキストの灰色の部分になりますが、テキスト本文に明記したいと考えております。

また、平成21年に示していただいた支出項目の分類についての考え方。こちらは参考資料にも入っていませんが、参考資料に入れた上で、テキストの本文に明記したいと考えております。

そのほか、必要な改定をしたいと考えておりますが、今後のスケジュールについて、9ページを御覧いただければと思います。改定スケジュールとして、本日、改定方針について御決定いただいた上で、来年2月に予定されている委員会において、新旧対照表を含めまして全体像を御議論いただきたいと考えております。

そこでいただいた御意見について検討、修正の上、3月に修正改定案を御審議いただきまして、パブリックコメントの原案を決定いただきたいと考えております。パブリックコメントに関しましては、法的にはパブリックコメントは必要ありませんが、マニュアルを

定めたとき、また、22年9月の改定時におきましてもパブリックコメントを実施しておりますので、今回のマニュアル改定に関しましても同様に行ってはどうかというのが考え方です。

なお、その前に、政党事務局に対して、過去の例でも説明ないし周知をしておりますので、こちらのほうも適宜実施してまいりたいと考えております。

そこで一定期間をおいて、25年5月に改定内容を正式に御決定いただき、25年6月から12月、通常、フォローアップ説明会の開催時期ですが、今回、フォローアップ説明会の主たる説明内容をマニュアル改定ということでフォローアップ説明会等でマニュアル改定の周知を図りまして、26年1月1日から適用してはどうかというものです。

周知の方法等に関しては、ホームページ上においてマニュアル改定の概要、マニュアル改定内容の新旧対照表及び改定を反映したマニュアルを公表する予定です。適用日の案に関しては、マニュアル改定に関して、登録政治資金監査人の方また国会議員関係政治団体の混乱を招かないように、かなり慎重に時間をかけまして、平成25年分の収支報告書が本格的に提出されます平成26年1月1日を、改定後のマニュアルの適用日としたいとするものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。牧之内委員。

【牧之内委員】 改定案は次回に検討するという事ですから、細かな点はそちらのほうに譲るといことになるとは思います。方針的なところの、支出がない場合の記載例の(4)の取扱いについてです。記載例の(1)によるほか、(4)の例によることができるという書き方にしたいというのが事務局の案なんです。その理由として、実態的に両方あるということと、経緯として追加でおかれたものだということが書いてあるんですけども、今、(1)で出ているものと(4)で出ているものとあるわけですけども、これ具体的には、マニュアルはそもそも載っていませんよね、まだね。そして、テキストの増補版のほうに出ているわけですね。

【岡本参事官】 はい。

【牧之内委員】 増補版の20ページに出ていると。これ、このほかにも出ているところはありますか。

【岡本参事官】 あとは、ホームページです。これは一度委員会にお諮りしたと思いま

すが、ホームページで記載例（４）をダウンロードできるようにしてほしいという要望に応えて、現在、ホームページ上で記載例（４）をダウンロードできます。

【牧之内委員】 そうすると、記載例（４）が加わったということ——今の取扱いですね、（１）でもいいんだけど（４）によることもできるよという、この取扱いの徹底というのはされてないということですよ。

もうちょっと言いますと、監査人のほうとして、（１）でもいいけど（４）でもいいという取扱いのほうがりやすいのか、それとも、支出がないというのは、監査報酬が書いてないというのもそもそもおかしい話なわけですから、それは（４）という記載例でやってくださいというふうにちゃんとしたほうがむしろやりやすいんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

【小見山委員】 この間私のほうで御意見申し上げましたのは、この読み手の問題だと思うのです。使い手というよりも、読み手の方が混乱しない、これが一番大切なことだと思っております。読み手の方にとってみると、記載例の１とか４というのは正直いってよくわかっていなくて、監査報告書を読まれた中に、これは支出がなかったんだとか、そういう理由でこのような結果になったんだということがおわかりになればよろしいんじゃないか、私は御返答いたしました。

一般的に日本の会計監査におきましては、今までのところは定型のフォーマットに基づいて結果が書いてございます。今もやはり○×△□というような形で、いろんな種類の定型フォームがございまして、それに基づいて報告を出します。読み手の方たちもそれに基づいて読んでいくという形になっております。

ですから、そのところで考えられるのはやっぱり読み手のことでございますので、監査人の使い勝手というのは私はその次だと思っております。今、牧之内委員がおっしゃったことも当然だと思うのですけれども、いわゆる４だけにしたら如何かと思うのです。ですから、読み手の方が４のほうがよろしければ、それはそれがよろしいかもしれません。

ただ、今は１をほとんどの方が使ってみえるという中において、１を変更させてもその趣旨が通るのだというのであれば、私は１でも４でもよろしいのではないかと考えます。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 むしろ読み手のほうだと、１、２、３、４と、ない場合は４という用例だよというふうに分かっているほうが理解しやすいんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

【小見山委員】 読み手の方がプロになって、本当に全部読んで御理解いただける方であれば、私はそれでもよろしいと思います。ただ、読み慣れてない国民の方たちがお読みになったときにどうだというだけのことです。ですから、1を使って全く意味が通らないんだというのであれば4にすべきだと思うのですが、今ちょっと御説明を聞いたところによると、1でもそういう表現をすることによって意味は通るのではないかということだったものですから、1でも4でもどちらでもよろしいのではないかと、こういうこととさせていただきます。

【牧之内委員】 以上です。

【上田委員長】 日出委員、何か。

【日出委員】 いえ。今、小見山先生が言ったとおりで、同じです。私も1番でいいのかなと思います。

【上田委員長】 はい。では、そういうことで。

【牧之内委員】 それじゃ、結構です。

【小見山委員】 私からちょっと御質問を。

【上田委員長】 はい。

【小見山委員】 事務局の方に重ねてお願いがございまして。今のチェックリストのことについてでございます。2番目のです、次の課題です。解説のところでは義務づけをしないとやってらっしゃるんですが、それは是非義務づけない方向でお願いしたいですね。その理由というのは、チェックリストがあるとしますと、後でいろいろ問題が発生したときに、監査を行う者にとっては、これが書かれているだけで義務になり、やっていないと責任になりますので、これは例示的な列挙、若しくはやらなくてもいいんだよというようにしてもらいたいのです。

そして文章が、例えば3ページ目の一番上のところに2つ、報告書のチェックリストと普通の監査のチェックリストが書いてありますけれども、そこにおいて、途中で「必要に応じて」と書いてくださっているんですが、一番下のところは「監査事項の確認を行うこと」で「。」になっておりますが、「行うことが望ましい」とか何かもうちょっと弱くしていただくことはできないかなと御提案させていただきたいと思います。

それから、これは質問と同時にお願い事です。その次の3番のところ、(3)の、収支報告書の提出後に生じた事情ということです。これは非常に大切なこととございまして、このことにつきましてこちらのほうに書いてあるのは、案の1の上のところに書いてござい

ますが、これをテキストの参考資料に収録するというのが、まず大前提だということ
でございます。案の1のところでは、一応、そういうものを3行の文章で記載することにと
どめることを事務局のほうで御提案していらっしゃるけれども、テキストの参考資料
に収録してあるということを、例えばマニュアル本文のどこかに書いてあるとかいうこと
は、お考えいただけませんかということでございます。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【岡本参事官】 まず、今、小見山委員から御指摘いただきました1点目の政治資金監
査チェックリスト、監査報告書チェックリストの取扱い。まず、確認いたしますと、事務
局として、チェックリストの活用を義務づけるという考えはありません。できる限り使っ
ていただく人は使っていただきたいということとして、その点をまず御報告申し上げます
とともに、先ほど御指摘いただいた表現振りに関してですが、今先生から御指摘いただき
ました、「必要に応じて」の後、監査事項の確認を行うことが望ましいという表現ぶりとし
るとの御提案をいただきましたので、検討いたしまして、次回の委員会でお答えしたいと
思います。

続きまして、2点目の収支報告書の提出後に生じた事情、その対応についてです。案の
1の記載案のところに3行あるわけですが、これに加えて、今、事務局として考えて
おりましたのは、今、こちらに緑の本があるわけですが、こちらにある例えば灰色のとこ
ろはマニュアルでないという位置づけです。これをテキストとって言葉を分けているわ
けですが、マニュアル本体にこちらの参考資料を見なさいと書くのはやや体系的に不自然
なところもあるので、ここの下に灰色のところをつくって、参考資料の何ページを見てく
ださいと書こうというのが、今、事務局で考えていた案です。そうしますと、監査人の方
にとってみれば、灰色のところも白のところも同じ本にありますので、監査人の方はそち
らのほうを見てくださいといえ、まず間違いなく見ていただける人は見ていただける
ということ考えていたところでは。

【小見山委員】 はい。わかりました。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

【日出委員】 すみません。

【上田委員長】 日出委員。

【日出委員】 今の件ですが、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について
のことですが。案の1が3行で、後は恐らく増補版の25ページですか、以下のものを見な

さいというふうなことになるんだろうと思うんですけども、この記載案の3行から、25ページまで見なさいというところの文章が欠けているというか、誘導する何か文言があったほうがいいのかなどというが1つ。

それから、案の1、案の2、案の3ということなのであれば、これは結構大切な話で、特に領収書の再発行なんかがあった場合、事前のレクで質問したんですが、領収書等の亡失一覧表に変更が生じることにもなるので、一応、ここの考え方としては、前の監査報告書についてはそのまま。あと訂正後のものについてだけ報告書を出せば、それでいいということになっています。そういった面では、細かくてわかりにくいというふうなこともあるかもしれませんが、全体の流れとしては案の2のほうが、監査人のほうとしてはわかりやすいのかなと考えているので、ここは案の1にするか案の2にするかということでは、案の2のほうがいいのではないかという意見を述べさせていただきたい。

【上田委員長】 今のは御意見ということで。

【岡本参事官】 案の2の関係で、全部記述することはいかがなものかというお話をしましたが、案の1はあくまで例示でして、要するに、エッセンスを書くというやり方はいろいろな案が考えられます。もう少し書くという手法は当然、あり得ますので、今の御指摘を踏まえ、案の1の記載をもう少し充実させることも含めて御検討させていただいて、次回の委員会でお諮りしたいと思います。

【上田委員長】 では、ほかにないようでしたら、本議題については御了承いただいたということでもよろしゅうございますか。もし修正が発見されました場合には、委員長のほうに一任していただきたいと思います。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、「政治資金監査に関するQ&Aの追加について」の説明を事務局をお願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料3「政治資金監査に関するQ&Aの追加について」について御説明をさせていただきます。

趣旨として、金融機関への振込みによる支出をした場合の収支報告書と併せて提出すべき書面の簡素化を図る政治資金規正法の省令改正が行われたことに伴いまして、政治団体の会計責任者が振込明細書に「支出の目的」を追記した場合についても、別様とせず、当該振込明細書の写しを「支出の目的を記載した書面」と取り扱って差し支えないという、この内容に関しては、既に前回の委員会でお諮りして、内容について御了解をいただいた

ものですが、さらに登録政治資金監査人の方に広く周知したいということで、Q&Aを追加して周知を図りたいとするものです。

既に内容はおわかりのことと思いますが、念のため読ませていただきますと、「会計責任者が振込明細書に『支出の目的』を追記した場合」ということで、「支出の目的が記載されていない振込明細書に会計責任者が支出の目的を追記した場合、当該振込明細書の写しは『支出の目的を記載した書面』として認められるか」ということです。

答えとして、『支出の目的を記載した書面』については、作成者の定めはありませんが、一般的には支出の目的を知る立場にある政治団体の会計責任者が作成するものと考えられています。したがって、政治団体の会計責任者が振込明細書に『支出の目的』を追記した場合についても、平成24年に改正された政治資金規正法施行規則の規定に基づき、別様とせず、当該振込明細書の写しを『支出の目的を記載した書面』と取り扱って差し支えありません」という、このQ&Aを周知してまいりたいというものです。

以上です。

【上田委員長】 この件につきまして御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 それでは、本議題について御了承いただいたということで、先に進めたいと思います。

第4の議題といたしまして、「英国及びドイツにおける政治資金監査制度等に関する調査について」の説明を、事務局をお願いいたします。

【岡本参事官】 それでは、資料4「英国及びドイツにおける政治資金監査制度等に関する調査について」を御覧いただきたいと思います。

委員の先生方には事前に御連絡しましたとおり、今年11月25日から12月1日の日程でイギリスとドイツに、谷口先生と、随行で草壁補佐が調査をしてこられました。

具体的な調査結果は事務局で案をつくりまして、谷口先生にも御相談し、後日、委員会で御報告をさせていただきたいと考えておりますが、今回は調査先等に関しまして御報告をするというものです。

イギリスにおきましては、選挙委員会にまず行っていただいております。選挙委員会は、政治資金及び選挙運動に係る費用に関する規制、選挙及び国民投票の執行等を実施する独立の機関として、議会により設置されたもので、2010年より、政党等の法令違反が疑

われる場合における調査権限及び法令違反に対する処分権限が拡充されております。

今回の訪問では、英国の政治資金監査について調査を行うとともに、2010年以降の権限強化による影響等について、意見交換を行っていただいたものです。

2ページです。公務倫理基準委員会です。政治献金に関する倫理的問題を契機といたしまして1994年に設置され、独立の立場で、公務における倫理基準に関する答申・建議等を行う機関です。ここの委員長のサー・クリストファー・ケリー委員長にお会いすることができました。

2011年11月に公表されました政治資金規正の見直しに関する報告書の内容及びその後の動きにつきまして調査を行っていただき、また、公務倫理基準委員会と政党や他の政府機関との関係のあり方及び今後の政治資金規正の方向性等について意見交換を行っていただいたものです。

また、ジャスティン・フィッシャー、ブルネル大学教授は選挙、政党、政治資金等に関する研究者として、選挙委員会や公務倫理基準委員会への助言等も行っていましたが、お会いしていただき、イギリスの政治資金規正に関する課題、また、欧州各国における政治資金に係る監査の状況等についての調査及び意見交換を行っていただきました。

また、保守党所属の現役の下院議員でありますアダム・ホロウェイ下院議員にもお会いすることができ、選挙区における政治活動の実態についての調査、下院議員の立場からみたイギリスの政治資金規正のあり方についての意見交換を行っていただいております。

以上がイギリスでして、3ページ目がドイツに関してです。

連邦議会事務局ですが、政党の会計報告書の受理・検査・公表等や、政党に対する国庫補助の決定・交付等の事務、こちらを連邦議会事務局で行っております。ドイツでは候補者個人の単位で受ける寄附というのは多額ではなく、政党中心の規制体系となっていることとして、ドイツにおける連邦レベルでの政治資金に関する制度とその運用実態について調査、意見交換を行っていただきました。

ブランデンブルク州議会ですが、ドイツ北東部、ベルリンを取り囲むように位置する州（州都ポツダム）で、人口は約250万人。旧東ドイツ地域です。政党に所属しない議員への助成など、州レベルの政治資金に関する制度と運用実態につきまして、調査及び意見交換を行っていただいております。

トルステン・インゴ・シュミットポツダム大学教授は、行政法、地方自治関係法の研究者として、ポツダム大学の地方自治研究センター理事を務めていますが、お会いいただき

ました。ドイツの政治資金規正の長所と問題点、政党と候補者との関係のあり方等についての調査及び意見交換を行っていただいております。

また、Transparency International を訪問していただきました。こちらは政府、政治、ビジネスその他あらゆる分野における汚職・腐敗防止のために活動する国際NGOですが、今回の訪問ではドイツの政治資金規正のあり方に対する評価及び今後の課題等について意見交換を行っていただいております。

事務局からの報告は以上です。

【上田委員長】 概要につきましては、今、参事官が御説明したとおりでございますけれども、谷口委員、何か補足するところがありましたらお願いいたします。

【谷口委員】 ただいまの参事官の報告にございましたとおり、イギリスとドイツの政治資金監査を調査してまいりました。職業柄、両国の大まかな政治資金規正の制度については知っていたつもりでありましたが、英国における近年の制度改正の内容やドイツを含めた制度の運用実態など、現地を訪れてみて初めてわかった点も非常に多くありました。

詳細につきましては後日、書面で御報告申し上げることにいたしますが、特に政治資金監査につきましては、我が国のような候補者を中心とした政治資金規正の仕組みになっているところと、英国・ドイツのような、政党を中心とした制度設計の違いはありますけれども、両国においては収入に対する監査や、いわゆる実質的な監査も行われておりまして、果たしてどの部分が日本になじむのか、いろいろ考えさせられておるところでございます。

最後になりましたが、今回の調査に当たりまして御理解、御協力いただきました委員の皆様、そして円滑な調査の遂行に向けて御尽力くださいました事務局など関係御各位に、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

【上田委員長】 ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。後日、また谷口委員の詳細な報告等を拝見することにして、じゃあ、本議題はこれでよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第5の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」及び第6の議題といたしまして、「平成24年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について」の説明を事務局にお願いいたします。

【岡本参事官】 それでは、資料5「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況について」を御覧いただければと思います。

一番下ですが、登録者の方は4,235名となっています。前回御報告した9月の時点での数値が4,159名でしたので、76名増えておりまして、少しずつ増加しています。

続きまして、2番の政治資金監査に関する研修の実施状況についてです。月ごとに人数を記載しておりますが、毎月十数人、11月は38人と多かったです。研修を受けていただいて、人数も増加している状況です。

3番フォローアップ説明会の実施状況です。今年度分のフォローアップ説明会はすべて終了いたしまして、平成24年度の参加者の合計は1,080名でした。23年度と比べますとやや減少、微減ですが、引き続き多くの方に御参加いただいたと考えております。

そこで、資料6ですが、フォローアップ説明会の実施状況に加えて、参加者のアンケート結果の取りまとめです。

アンケートに関して、まず、政治資金監査の実務経験がある方かどうかということについて、アンケート回答者に占める割合は、経験者の方が487人で、54.2%と下に小さく書いていますが、大体半分より少し上の方が経験されていて、半分より少し少ない方が未経験という傾向となっております。また、一番右側ですが、今回初めて参加していただいた方が192名で21.4%。23年も参加していただいた方が66.5%などとなっております。なお、この欄が空欄の方もいらっしゃるのので、足して100%にはなりません。そのような状況です。

続いて、2ページのほうを御覧いただければと思います。フォローアップ説明会の内容についてですが、「とても参考になった」が555、「多少参考になった」が314という状況。資料ですが、「わかりやすかった」が596、「まあまあ」が271。時間ですが、「ちょうど良かった」が780ということなので、基本的には高い評価をいただいているのではないかと考えております。

また、3番の今後のフォローアップ説明会について、「今後も継続していくべき」が814、「引き続き参加していきたい」が801で大多数を占めておりますので、来年度も引き続きフォローアップ説明会を継続し、周知を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言ください。本議案についてはよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、

事務局からありましたら、お願いします。

【岡本参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして事務局長によりブリーフィングを予定しております。

また、本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定です。

なお、本日の委員会の議事要旨については、年末お忙しいところ恐縮ですが、各委員の御連絡先に、あす12月27日木曜に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【岡本参事官】 次回の委員会は、日程調整をさせていただいた結果、2月1日の午前中が皆さん御都合が良かったので、10時半に開催をさせていただきたいと思います。詳細は後日文書で御連絡しますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。